

6 2021 (令和3年)



6月

(水無月) JUNE

日	13	27
月	14	28
火	15	29
水	16	30
木	17	・
金	18	・
土	19	・
日	20	・
月	21	・
火	22	・
水	23	・
木	24	・
金	25	・
土	26	・

6月の税務と労務

国 税／5月分源泉所得税の納付

6月10日

国 税／所得税の予定納税額の通知

6月15日

国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

6月30日

国 税／10月決算法人の中間申告

6月30日

国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

6月30日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届

支払後5日以内

労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)

6月30日

ワンポイント 法人設立ワンストップサービス

法人設立時に必要な「法人設立届出書」、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出など、複数の行政機関への各種手続をマイナポータルでのオンラインサービスで一度に行えるシステム。2月からは設立登記などにも対応し、全ての手続きに拡大されています。

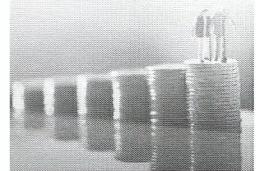
阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田眞二

〒567-0827
茨木市稻葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

花菖蒲

退職金の税務



令和三年度税制改正では、法
人役員以外の従業員に支給する
退職金についての課税方法の見
直しが行われています。

退職金については、税務上、
留意する点も少なくないので、
役員や従業員などの受給側と支
給する会社側に分けて以下、ボ
イントを整理してみます。

I 受給する側……

1 納税手続き

退職所得は、原則として他の
所得と分離して所得税額を計算
します。

(1) 一般退職手当等

退職所得の支払いを受けるとき
までに、「退職所得の受給に関
する申告書」を退職金の支払い
者(会社)に提出している場合は、
源泉徴収だけで課税関係が終了
(分離課税)しますので、原則、
確定申告の必要はありません。

2 税額の計算方法

税額計算の基となる退職金
(課税退職所得金額)は勤続年
数などにより異なります。
具体的には、次の(1)～(3)の区
分に応じて求めた課税退職所得
金額を図表1に当てはめて計算
します。

図表1 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) × (B)) - (C) × 102.1%
195万円以下	5%	0円	((A) × 5%) × 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

図表2

退職所得控除額の計算方法

- ① 通常の退職の場合
勤続年数が20年以下
………… 40万円×勤続年数(最低80万円)
勤続年数が20年超
………… 800万円+70万円×(勤続年数-20年)
- ② 障がい者になったことに直接起因して退職した場合
①によって計算した金額+100万円
※ 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又
は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るとき
などは、控除額の計算が異なることがあります。

(2) 特定役員退職手当等

法人役員等の退職金について
は、役員等としての勤続年数が
五年以下の者(特定役員等)が、
その役員等の勤続年数に対応す
る退職手当等として支払を受け
る退職所得控除額の計算方法
については、二分の一課税が適
用されません。

ここでの役員等とは、①法
人の取締役、執行役、会計参与、
監査役、理事、監事、清算人や
法人の経営に従事している一定
の者、②国会議員や地方公共團
体の議会の議員、③國家公務員
や地方公務員をいいます。
課税退職所得金額は、次のよ
うに計算します。

◆特定役員退職手当等のみの場合

特定役員退職手当等の収入

金額 - 退職所得控除額
特定役員退職手当等と一般退

職手当等の両方がある場合

次の①と②の合計額

① 特定役員退職手当等の収入
金額 - 特定役員退職所得

控除額

② 一般退職手当等の収入
金額 - (退職所得控除額 -

特定役員退職所得控除
額) × 二分の一

* 特定役員退職所得控除額
は、次の算式で求めます。

・ 特定役員退職手当等に係る
勤続期間と一般退職手当等
に係る勤続期間の重複がな
い場合

四〇万円 × 特定役員等勤
続年数

・ 期間の重複がある場合

四〇万円 × (特定役員等
勤続年数 - 重複勤続年数)

+ 二〇万円 × 重複勤続年数

(3) 法人役員等以外の短期退
職手当等

令和三年度税制改正では、退
職給付の実態を踏まえ、勤続年
数が五年以下で特定役員退職手
当等に該当しないもの（短期退
職手当等）に係る退職所得の計
算について、短期退職手当等の
収入金額から退職所得控除額を
差し引いた残額のうち、一定額
を超える部分は二分の一課税が
適用されなくなりました。この改
正は、令和四年分所得
税（令和五年度分住民税）から
実施され、具体的には、短期退
職手当等に係る退職所得の金額
については、次に掲げる場合の
区分に応じ、それぞれ次に定め
る金額とされています。

① 短期退職手当等の収入金額
から退職所得控除額を控除し
た残額が三〇〇万円以下であ
る場合は、その残額の二分の一
に相当する金額となります。

② 前記①に掲げる場合以外の
場合は、一五〇万円とその短
期退職手当等の収入金額から
三〇〇万円に退職所得控除額
を加算した金額を控除した残
額との合計額となります。

3 解雇予告手当

労働基準法では、使用者は、
労働者を解雇する場合、少なく
とも解雇三〇日前に予告が必要
で、予告しない場合は三〇日分
以上の平均賃金を支払うことと
されています。

この解雇予告手当について
は、退職所得とされています。
これは、同族会社の恣意的な
所得分散を防ぐ目的を持つてい
ます。役員への退職金について
は損金算入に制限を設けてお
り、使用者に対する退職金を全
年以内に支払いが確定したもの
は、相続財産とみなされ、相続
税の課税対象となることから、
死亡退職者の遺族が受ける退
職手当等で被相続人の死亡後三
年以内に支払いが確定したもの
は、相続財産とみなされ、相続
税の課税対象となることから、
所得税は非課税となります。

II 支給する側

1 役員の場合

法人税法においては過大な役
員退職金は損金不算入とされて
います。

1 役員の場合

法人税法においては過大な役
員退職金は損金不算入とされて
います。

2 使用人の場合

使用者への退職金は原則、損
金の額に算入されますが、特殊
関係使用人に対する退職金のう
ち、過大な部分については損金
に算入できません。

特殊関係使用人とは、次に掲
げる者をいいます。

① 役員の親族

② 役員と事実上婚姻関係と同
様の関係にある者

③ ①及び②以外の者で役員か
ら生計の支援を受けている者

④ ②及び③の者と生計を一に
するこれらの者の親族

これは、同族会社の恣意的な
所得分散を防ぐ目的を持つてい
ます。

駐車場の賃貸借契約書の印紙

印紙税法では、土地又は地上権の賃貸借契約書は、課税対象（印紙税額一覧表の第1号の2文書）に該当しますが、建物や施設、物品などの賃貸借契約書については、課税対象となりません。

そのため、駐車場の賃貸借契約書の場合は、その契約が「土地の賃貸借」なのか、「駐車場という施設の賃貸借」なのかにより、印紙税の取扱いが異なります。

そこで、駐車場を借りるための契約としては、概ね次のような場合が考えられますので、以下、その印紙税の取扱いを見ていきます。

1 駐車する場所として土地を賃貸借する場合

駐車する場所として、いわゆる駐車場としての設備のない更地を貸し付ける場合の賃貸借契約書は、印紙税額一覧表の第1号の2文書「土地の賃借権の設定に関する契

約書」に該当するので課税対象となります。

2 車庫を賃貸借する場合

車庫という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

3 駐車場の一定の場所に駐車することの契約の場合

駐車場という施設の賃貸借契約書に該当するので、課税対象となりません。

4 車の寄託（保管）契約の場合

この場合は、車という物品を預かる寄託契約書に該当するので、課税対象となりません。

なお、土地の賃貸借契約書の記載金額は、目的物の使用収益のための対価（いわゆる地代）ではなく、貸借権の設定のための対価、すなわち権利金、名義変更料、更新料等後日返還されることが予定されていないものの金額をいいます。

そのため、土地賃借権契約書で、その契約書に記載されている金額が「月額地代のみ」のような場合には、記載金額のない第1号の2文書となります。

A Q

自宅前の道路はいわゆる「行き止まり私道」で、路線価は付されておりません。相続等の際には、どのように評価すればよいのでしょうか。

は、税務署長に対し、路線価（特において路線価の設定されない道路のみに接している土地のために、路線価地域内等を評価する必要があるときには、税務署長に對し、路線価（特に画地調整等を行い評価しま

Q A

のため、路線価や贈与税の申告等を評価する必要があるときに、税務署長に對し、路線価（特に画地調整等を行い評価しま

行き止まり私道の評価

定路線価（）の設定の申出を行うことができます。

設定の申出が行われ税務署長

が特定路線価を設定した場合に

は、この特定路線価を路線価とみなして、その道路のみに接し

てある宅地を評価します。

建築基準法上の道路等に設定され

ます。私道がこれに該当しない場合は、原則、既存の路線価を

非居住者等からの土地等の購入

非居住者や外国法人から日本国内の土地等を購入し、その代金を国内で支払う場合、非居住者等に対して対価を支払う際は、「所得税及び復興特別所得税」(10.21%)の源泉徴収を行い、原則として支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

源泉徴収義務者には、土地等の譲渡対価の支払をする者の全てが含まれていますから、法人はもちろん個人（事業者かどうかは問いません。）でも、非居住者等に対して土地等の譲渡対価を支払った場合には原則、源泉徴収が必要です。

ただし、個人が自己又はその親族の居住の用に供するために土地等を購入した場合で、その土地等の譲渡対価が1億円以下であれば、その個人は源泉徴収をする必要はありません。